

## 《保育所入所の要件》

保育所に入所できる基準は、児童の保護者のいずれもが、下表のいずれかに該当することにより、児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が児童を保育することができないと認められる場合です。

処置基準	適用基準	添付書類
1. 居宅外・居宅内労働 保護者が日中居宅外又は居宅内で児童と離れて労働をすることを常態としている。	① 「保育標準時間」 ・ 1か月において120時間以上労働していること。 最大11時間まで児童を預かります。 ② 「保育短時間」 ・ 1か月において64時間以上労働していること。 最大8時間まで児童を預かります。	・ 就労証明書 (自営業の場合は開業届の写しも添付)
2. 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。	育児休業取得の対象となる子どもが満1歳になるまで。 ただし、満1歳になった時に保育所に入所できない等の理由で、育児休業を延長せざるを得なくなった場合、その年度末まで。	・ 申立書 ・ 育児休業の証明書の写し、育児休業延長の証明書の写し等
3. 母親の妊娠・出産 母親が妊娠中であるか、出産後間がないこと。	出産予定日前8週、出産後10週とする。	・ 申立書 ・ 母子手帳の写し又は医師等の診断書等
4. 保護者等の疾病等 保護者等が病気であったり心身に障がいのある場合。	病気にあっては、それが治癒するまでとする。	
5. 親族の介護又は看護 長期にわたる疾病・入院又は心身に障がいのある者の看護又は介護を常時している場合。	① 「保育標準時間」 ・ 1か月において120時間以上看護・介護していること。 ② 「保育短時間」 ・ 1か月において64時間以上看護・介護していること。	・ 申立書 ・ 診断書又は身体障害者手帳の写し等
6. 就学 職業訓練を含む。	学生、講座等を受講している。	・ 申立書 ・ 学生証又は講座の受講証の写し等
7. 求職中 求職活動をしている場合。 (起業の準備を含む。)	「保育短時間」 求職活動により就職するまでの期間(概ね3ヶ月間)とする。	・ 就労(求職中)誓約書
8. その他 町長が認める事由	・ 保護者が死亡・失踪・別居等で常時その家庭にいない場合 ・ 震災・風水害・火災等、災害の復旧に当たっている場合。 ・ 虐待やDV等のおそれがある場合。	・ 申立書(その他欄に具体的に記入) ・ 民生児童委員の証明又は公的機関が発行する証明等

家庭の状況把握については、面接・家庭訪問・地区担当民生児童委員の協力により行います。  
入所申請書並びに証明書等に虚偽の記載があった場合は、入所をお断りします。